

知立市 第9期介護保険事業計画・ 第10次高齢者福祉計画

概要版

(令和6年度～令和8年度)



令和6年3月
知立市

I. 計画の概要

計画の背景と目的

わが国の高齢者人口（65歳以上の人口）は近年一貫して増加を続けており、高齢社会白書（令和5年度版）では高齢化率は29.0%となっています。また、2025年にはいわゆる団塊世代が75歳以上となり、国民の4人に1人が後期高齢者という超高齢化社会を迎えることが見込まれます。全国で見れば、65歳以上人口は2040年を超えるまで、75歳以上人口は2055年まで増加傾向が続きます。そして要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は2035年まで75歳以上人口を上回る勢いで増加し、2060年頃まで増加傾向が続くことが見込まれます。

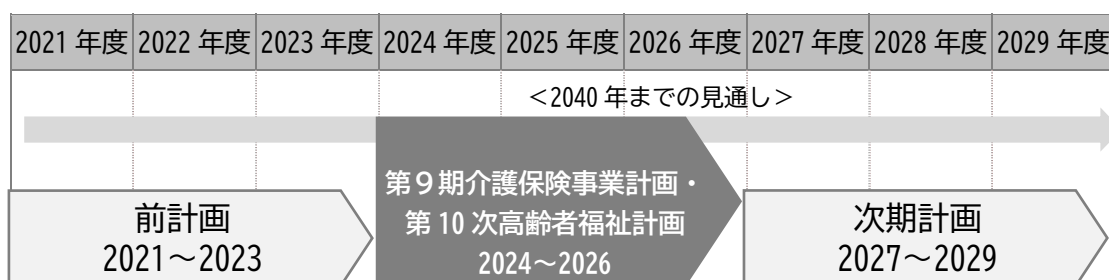
一方で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれ、今後、急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを越える地域もあるなど、人口構成の変化や介護ニーズ等の動向は地域ごとに異なります。こうした地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組内容や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要です。

本市では、2021年に策定した「知立市第8期介護保険事業計画・第9次高齢者福祉計画」において、基本理念である「健康でいきいきと安心して暮らせるまちをめざして」の実現に向け、地域包括ケアシステムの更なる推進に向けた取組を行ってまいりました。このたび計画期間が満了したことから、国の第9期計画の基本指針に基づき、急速な高齢化に伴う、一人暮らし高齢者の世帯や高齢者のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加など、高齢者を取り巻く様々な課題等を踏まえ、「知立市第9期介護保険事業計画・第10次高齢者福祉計画」の策定を進めました。

計画の期間

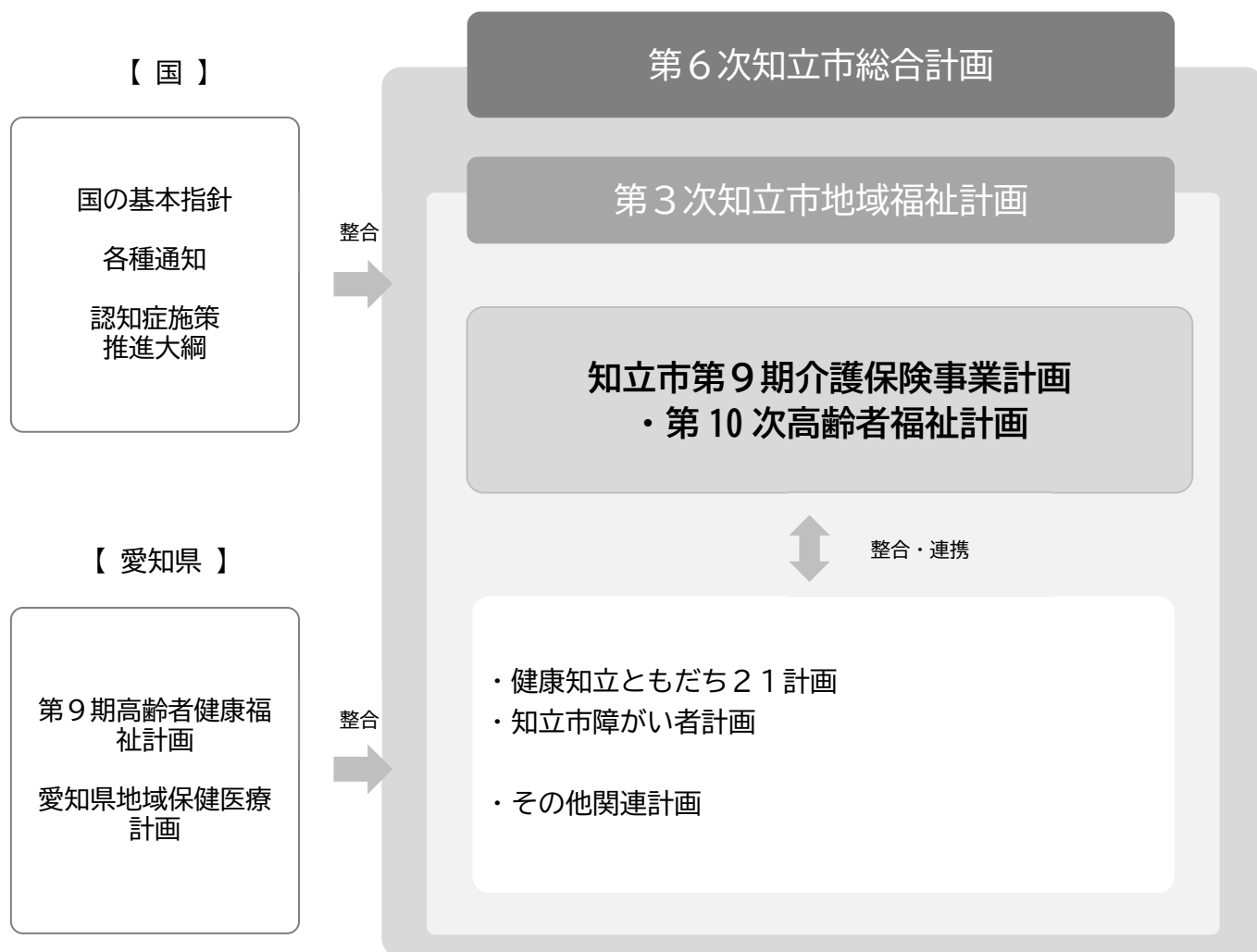
本計画期間は、2024年度（令和6年度）から2026年度（令和8年度）までの3年間とします。

【計画期間】



計画の位置づけ

本計画は「第6次知立市総合計画」を上位計画とし、本市の関連計画との調和、国・県の関連計画との整合を図りながら策定するものです。

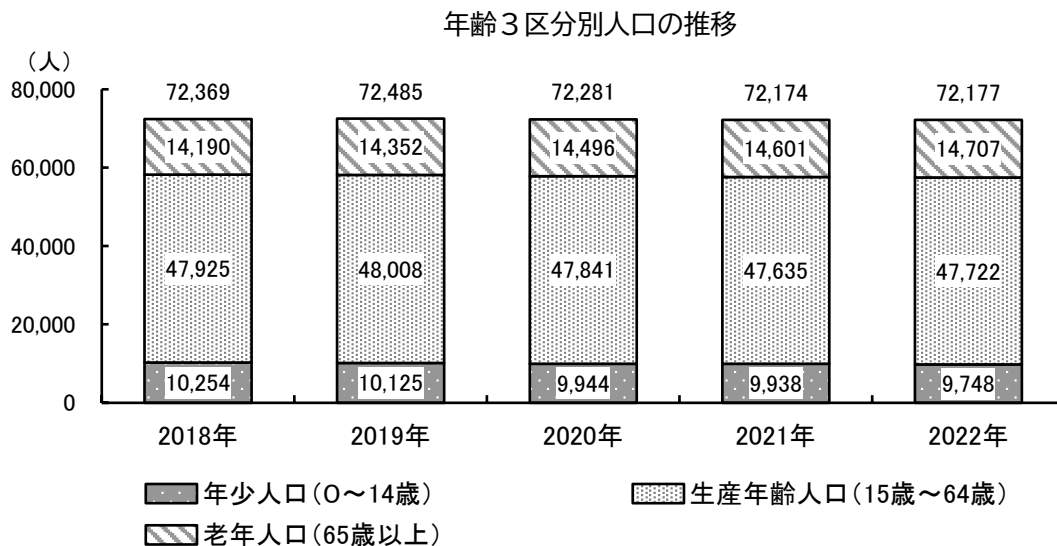


Ⅱ. 知立市を取り巻く状況

年齢3区分別人口の推移

総人口の推移をみると、2019年以降はゆるやかな減少傾向となっており、2022年で72,177人となっています。

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少傾向、生産年齢人口（15～64歳）も2019年以降は減少傾向にあるのに対し、老年人口（65歳以上）は増加を続けています。

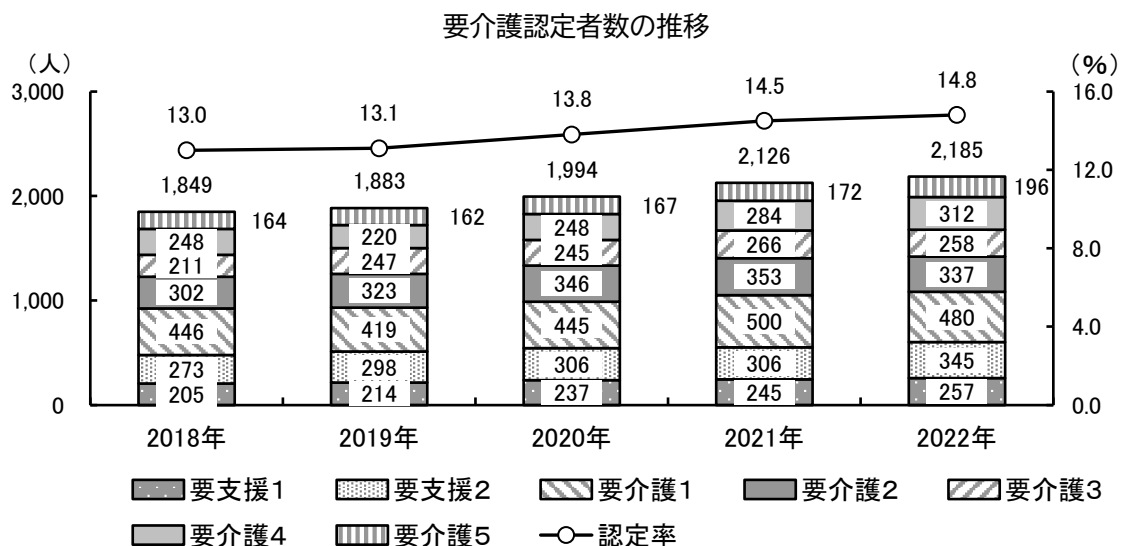


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

要介護認定者数※の推移

要介護認定者数の推移をみると、要介護認定者数は増加傾向にあり、2022年で2,185人、認定率は14.8%となっています。

要介護度別にみると、要介護1の認定者が最も多くなっています。また、2018年と2022年で比較すると、要支援2と要介護4の伸びが大きくなっています。



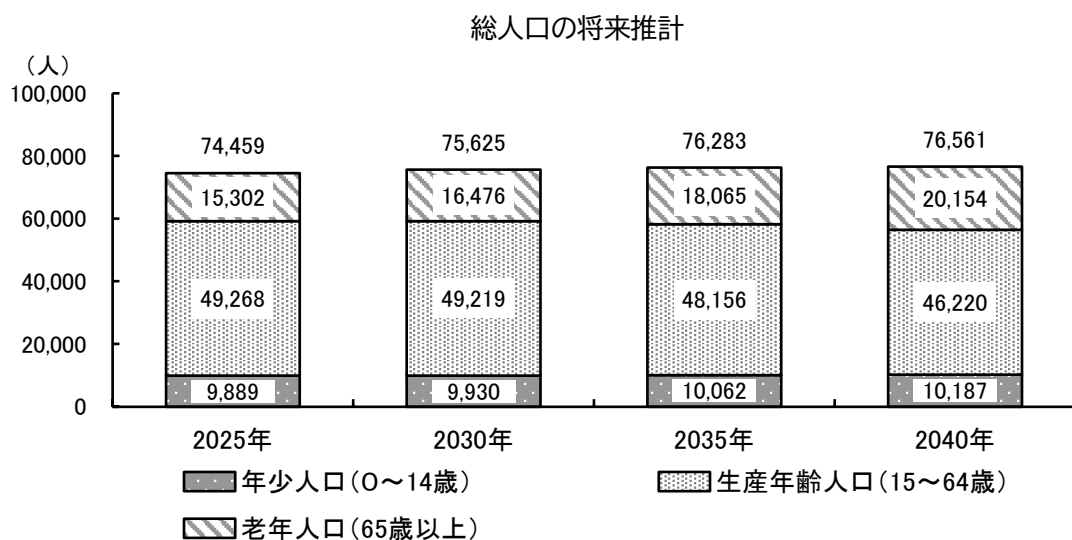
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（各年10月末）

※認定者は第2号被保険者を含む。

年齢3区分別人口の将来推計

総人口の将来推計をみると、2030年は75,625人、2040年は76,561人まで増える見込みです。

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）は2030年以降増加傾向、生産年齢人口（15～64歳）は2030年以降減少傾向、老年人口（65歳以上）は増加傾向となっています。

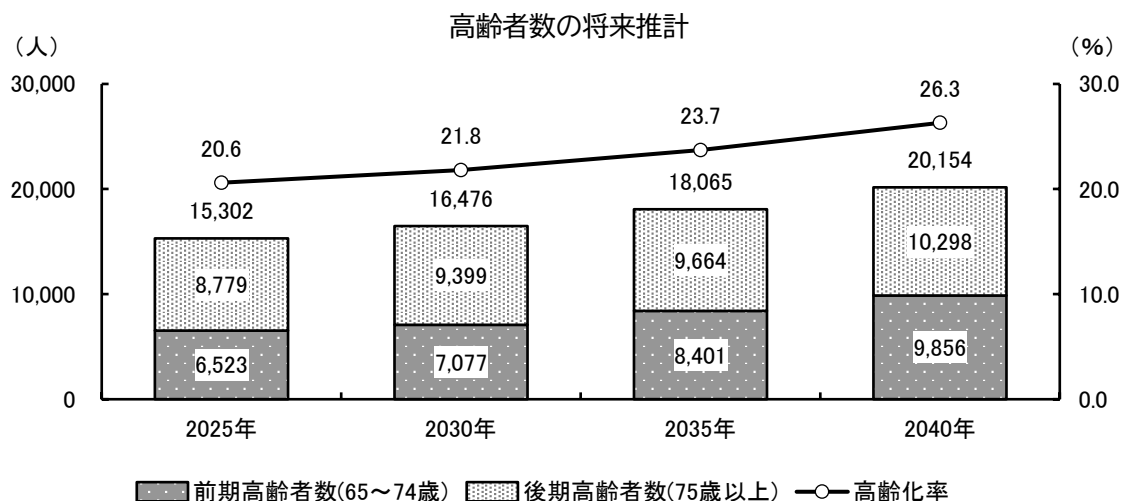


資料：第2期知立市まち・ひと・しごと創生総合戦略

高齢者数の将来推計

高齢者数の将来推計をみると、ゆるやかに増加する見込みで、2040年の高齢者数の推計は20,154人、高齢化率は26.3%に増加する見込みです。

前期高齢者、後期高齢者の割合をみると、後期高齢者の割合が50%を超えていますが、前期高齢者の増加が大きいことから、2040年には前期・後期高齢者がほぼ5割ずつとなる見込みです。



資料：第2期知立市まち・ひと・しごと創生総合戦略

Ⅲ. 計画の基本的な考え方

基本理念

これまでの基本的な考え方や今後の方向性を踏まえ、第8期介護保険事業計画・第9次高齢者福祉計画の理念「健康でいきいきと安心して暮らせるまちをめざして」を継承し、すべての高齢者が住み慣れた地域で健康に安心して暮らし続けられるまちづくりを目指し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

【基本理念】

誰もが住み慣れた地域で
支えあいながら安心して暮らせる
まちをめざして

基本目標

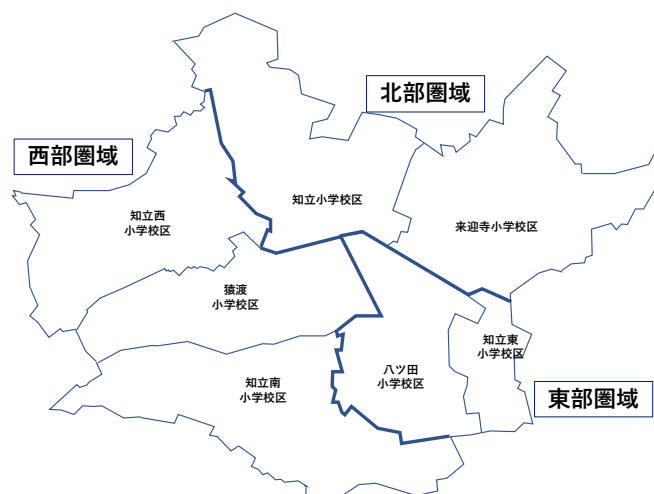
いつまでも住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域包括ケアシステムの深化と推進に向けて、7つの基本目標を掲げて推進します。

本市では、第8期介護保険事業計画に引き続き、市内を東部、北部、西部の3圏域に分け、日常生活圏域とします。

また、北部地域における地域包括支援センターの設置については、重層的な支援体制が効果的に行われるよう包括的な支援体制整備に向けて、庁内関係機関と連携協議する中で検討していきます。

【日常生活圏域】

圏域名	北部圏域	東部圏域	西部圏域
圏域の範囲	知立小学校区、 来迎寺小学校区	知立東小学校区、 八ツ田小学校区	猿渡小学校区、知立西小学校区、 知立南小学校区



基本目標 1 地域包括ケアシステムの深化と推進

- 高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう、「医療」・「介護」・「予防」・「生活支援」・「住まい」が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の推進に努めます。また、個人が抱える生活課題は複雑化・多様化しており、誰もが安心して生活できるよう、地域共生社会の実現に向け、包括的な支援体制の構築に努めます。

基本目標 2 健康・生きがいづくり・介護予防の推進＜予防＞

- 将来の高齢者の増加を鑑み、地域全体で健康意識を高め、高齢者が健康的で充実した生活を送れるよう支援します。心と身体の健康づくりや認知症を含む介護予防を推進し、健康寿命の延伸を目指します。特に、まちかど運動教室や高齢者サロンなどの通いの場所を充実させます。
- 趣味活動、ボランティアなどの担い手活動、就労、農業活動、スポーツ、生涯学習などの社会参加は介護予防にも資するため、これらの活動への参加やマッチングを推進します。
- 介護保険、国民健康保険の給付状況や各種健康診断などの介護関連データベースを活用した予防・健康づくりを目的とし、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」事業を推進します。
- 高齢者の自立支援、重度化防止等に向けた必要な取り組みを進めるとともに、新たな事業への展開を含めて各種の取り組みを一層強化します。

基本目標 3 認知症施策の推進＜認知症＞

- 急速な高齢化の進展に伴い、認知症の人が増加することが予測されます。認知症の人を含めた一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支えあいながら共生する社会を推進していきます。
- 認知症地域支援推進員を中心に講座等の啓発活動を通じて、共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、認知症の人とその家族が安心して自分らしく生活できる地域づくりを進めます。
- 認知機能低下リスクの低減には、スポーツや生涯学習活動などのさまざまな社会活動が有効であるため、これらの取り組みを推進します。
- 認知症の相談窓口の周知を拡充するとともに、相談支援につながりやすくなるよう地域のネットワークづくりを継続して進めます。
- ひまわりカフェ（認知症カフェ）の整備やオレンジメイト（認知症ボランティア）の育成・活動支援等を行い、地域の資源を活用した認知症支援の取り組みや、認知症相談体制の充実、認知症介護家族支援を行います。

基本目標 4 医療・介護の連携の推進＜医療＞

- 医療と介護の双方を必要とする在宅高齢者に対して、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、関係機関と協力し、医療・介護の連携をより一層進めます。特に、入退院時、在宅療養時、緊急時、看取り時などの場面ごとについて各関係機関との会議を通して円滑な連携体制の構築を目指し在宅医療の充実を図ります。

基本目標 5 高齢者が地域で安心して暮らせる体制づくり<生活支援>

- 地域の協力活動を強化し、民間事業所と連携して生活支援サービスを拡充します。
- 生活支援コーディネーターを中心に、支援活動や通いの場の把握を行い、この情報が支援を必要とする人々に届くよう、地域包括支援センターや民生委員など地域の関係機関と連携します。
- 生活支援コーディネーターと協議体が連携して、地域の不足するサービスや課題を整理し、新たなサービスを創出します。

基本目標 6 高齢者が地域で安心して暮らせる環境づくり

<住まい・社会環境>

- 高齢者が安心して在宅生活を続けられるよう、日常生活の基盤となる住まいについての情報提供や高齢者にやさしいまちづくり、防犯・防災に配慮したまちづくりを推進し、高齢者住宅の確保と緊急時にも支援が行き届く体制づくりを目指します。
- ひとり暮らしの認知症高齢者が増加する中、認知症等で判断能力が不十分な人も安心して暮らせるように、成年後見制度を利用した権利擁護、高齢者の見守りや虐待防止を推進します。
- 災害や新型コロナウイルス感染症の拡大などの状況を踏まえ、関係機関と連携して災害時や感染症拡大時に必要な体制を構築・支援します。

基本目標 7 介護サービスの充実<介護>

- 介護予防・日常生活支援総合事業において自立支援・重症化予防の取組を推進するとともに、住民主体の多様なサービスの創出を目指します。
- 通所型サービスCをはじめとした、リハビリテーション専門職等多職種の連携を活かした自立支援・重度化防止のためのサービスを行います。
- 介護が必要になった場合でも、住み慣れた地域・自宅で自分らしい生活が継続できるよう、居宅サービスや施設サービス、地域密着型サービス等のバランスの取れた整備を図ります。
- 介護人材の確保や、介護職のすその拡大のための介護人材養成を引き続き実施します。
- サービス事業者に対して定期的な運営指導等により、介護給付の適正化対策に取り組みます。
- 介護に関する様々な情報提供を行うと共に、相談体制の充実を図ります。
- 地域共生社会の実現に向けた取組として、高齢の障がい者が同一の事業所でサービスを受け続けられるように共生型サービス等について事業所に周知を図ります。
- 介護者の様々なニーズに対応した利用しやすい介護サービスを提供することで、介護の負担を軽減し、介護離職の防止を図ります。

計画の体系

〔 基本理念 〕

誰もが住み慣れた地域で支えあいながら安心して暮らせるまちをめざして

〔 基本目標 〕

1 地域包括ケアシステムの深化と推進

2 健康・生きがいづくり・介護予防の推進
＜予防＞

3 認知症施策の推進 ＜認知症＞

4 医療・介護の連携の推進
＜医療＞

5 高齢者が地域で安心して暮らせる体制づくり
＜生活支援＞

6 高齢者が地域で安心して暮らせる環境づくり
＜住まい・社会環境＞

7 介護サービスの充実
＜介護＞

〔 取組 〕

1 地域包括ケアの推進体制の強化

2 地域包括支援センターの機能強化

1 健康づくりの推進

2 介護予防の推進

3 高齢者の社会参加や交流の促進

4 高齢者組織の育成

5 高齢者の就労支援

1 認知症施策の推進

1 在宅医療、医療・介護の連携の推進

1 生活支援体制整備の推進

2 高齢者が安心して暮らせる福祉サービスの充実

3 地域における支え合いの推進

4 家族介護者支援の推進

1 安心・安全な住環境の整備

2 高齢者にやさしいまちづくりの推進

3 災害・感染症・犯罪対策の推進

4 高齢者の権利擁護・虐待防止

1 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

2 介護サービスの質の向上

3 介護人材の確保と資質の向上

4 情報提供・相談体制の充実

5 低所得者対策の推進

6 介護給付の適正化

7 介護離職の防止

8 介護保険サービスの機能強化

IV. 介護保険事業の見込み

標準給付費の見込み

(単位：千円)

区分	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2040 年度
総給付費	3,663,334	3,731,255	3,807,539	4,632,896
利用者負担の見直し等に伴う財政影響額	4,030	4,104	4,188	0
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	65,430	66,702	67,950	80,006
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	92,826	94,646	96,416	113,297
高額医療合算介護サービス費等給付額	12,029	12,248	12,477	14,917
算定対象審査支払手数料	2,028	2,065	2,104	2,515
標準給付費	3,839,676	3,911,020	3,990,674	4,843,630
第9期標準給付費計	11,741,370			

地域支援事業費の見込み

(単位：千円)

区分	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2040 年度
地域支援事業費	265,201	272,558	279,328	298,286
介護予防・日常生活支援総合事業費	137,388	144,230	150,524	163,275
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	70,592	71,107	71,583	77,790
包括的支援事業（社会保障充実分）	57,221	57,221	57,221	57,221
第9期地域支援事業費計	817,088			

費用の負担割合

総事業費	標準総給付費 (総事業費の 90%)	保険料 50%	第1号被保険者保険料 (市へ支払い)		第2号被保険者保険料 (医療保険料と共に支払い)	
			23%		27%	
		公費 50%	国		県	市
			調整 交付金 5%	20% (定率)	12.5% (定率)	12.5% (定率)
			利用者負担（総事業費の10%※）			

※一定以上所得のある人は2割負担、そのうち特に所得の高い層の割合は3割負担

第 9 期介護保険料

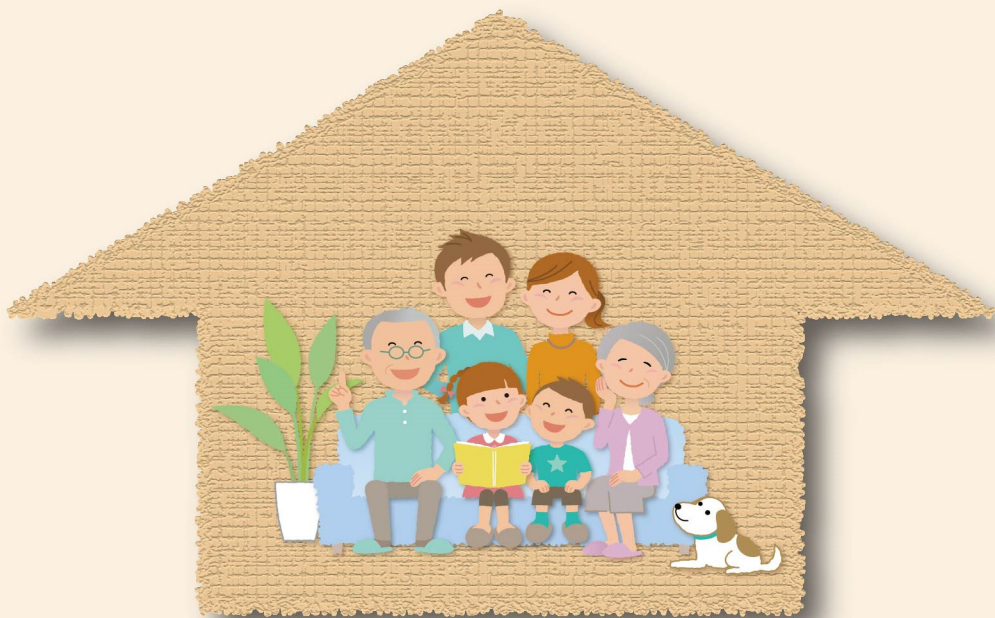
第 9 期介護保険料基準額は、以下のように設定します。

保険料基準額
5,760 円/月

【 第 1 号被保険者の所得段階別保険料（年額） 】

区分	対象者	負担割合	基準年額
第 1 段階	生活保護を受給している人、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人、又は世帯全員が市民税非課税で本人年金収入等が年間 80 万円以下の人	0.455 (0.285)※	31,400 円 (19,600 円) ※
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で、本人年金収入等が 80 万円を超え、120 万円以下の人	0.685 (0.485) ※	47,300 円 (33,500 円)
第 3 段階	世帯全員が市民税非課税で、本人年金収入等が 120 万円超の人	0.69 (0.685) ※	47,600 円 (47,300 円)
第 4 段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者があり、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間 80 万円以下の人	0.90	62,200 円
第 5 段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者があり、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間 80 万円超の人	1.00	69,100 円
第 6 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 120 万円未満の人	1.20	82,900 円
第 7 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人	1.30	89,800 円
第 8 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	1.50	103,600 円
第 9 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の人	1.70	117,500 円
第 10 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の人	1.90	131,300 円
第 11 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の人	2.10	145,100 円
第 12 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の人	2.30	158,900 円
第 13 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 720 万円以上 850 万円未満の人	2.40	165,800 円
第 14 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 850 万円以上 1,000 万円未満の人	2.50	172,800 円
第 15 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 1,000 万円以上 1,500 万円未満の人	2.60	179,700 円
第 16 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 1,500 万円以上 2,000 万円未満の人	2.70	186,600 円
第 17 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 2,000 万円以上の人	2.80	193,500 円

※公費による保険料の軽減を実施した後の保険料の負担割合及び金額。



知立市第9期介護保険事業計画・第10次高齢者福祉計画
概要版

発行 知立市役所 保険健康部 長寿介護課

住所 〒472-8666 愛知県知立市広見三丁目1番地

電話 0566-95-0122 (介護保険係)

F A X 0566-83-1141 (市役所代表)